

議第99号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正（令和5年法律第48号による改正）等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 被保険者証等の廃止に伴うもの

国民健康保険法の一部改正により、現行の「被保険者証」及び「被保険者資格証明書」は令和6年12月2日から発行されなくなる（※）ため、被保険者証の返還に関する規定が削除されます。

これに伴い、条例における被保険者証の返還に応じない場合の罰則に係る規定を削除します。

※ 令和6年12月2日以降、被保険者等の資格の確認については、「個人番号カード（マイナ保険証）」又は「資格確認書」で行うこととなります。
また、経過措置により、現行の「被保険者証」は、有効期限（令和7年7月31日（最長））まで使用可能です。

(2) 一部負担金及び保険料の徴収猶予に関するもの

都道府県や市区町村の生活保護部局において、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した者に対し、生活保護（医療扶助）の開始を職権で決定した後、当該者に資力があることが判明したことにより、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が生じる場合があります。

こうした事案に対応するため、職権で生活保護の開始を決定せず、資力の活用が可能となるまでの期間（最長で1年間）、一部負担金及び保険料の徴収猶予を活用するよう、厚生労働省から通知がありました。

このことを踏まえ、急患等として保険医療機関等を受診した者について、1年以内の期間に限って徴収猶予をすることができるよう、所要の規定の整備をします。

3 施行期日

令和6年12月2日